

「市区町村における児童等に対する必要な支援を行うための拠点」（仮） 運営指針（素案）のたたき台（案）

1. 趣旨・目的

- 市区町村は、要支援児童及び要保護児童とその家庭等を対象に、通所・在宅支援のケースを中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク等の支援を行う機能を有する拠点（以下「支援拠点」という。）を設置することにより、児童が心身ともに健やかに育成されるよう努める。

2. 実施主体

- 支援拠点の実施主体は、市区町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。
ただし、市区町村が認めた社会福祉法人等に運営の一部を委託することができる。
その際、市区町村は、支援内容の役割分担や個人情報の取扱いなどについて、支援拠点に係る条例や規則等で定め、委託先の社会福祉法人等が適切に運営、支援を行うことができるよう援助する必要がある。

また、小規模や児童人口が少ない市区町村において、複数の自治体が共同で設置することもできる。

【WGでの主な議論】

- 民間団体に委託する場合に、公的な支援業務も含めて行うのであればガイドラインが必要（第1回）
- 専門性の高いサポートをするには、直営で担うのは難しい。民間の力を最大限活用しながら、連携することが必要（第2回）
- 民間だけの運営では、庁内のコーディネートなど様々な課題が生じるため、行政の中にも担当部署を作り、ケースワークを受け付ける担当者が必要（第2回）
- 狭い市町村というのは、広域で対応していくことを検討しなければならない（第2回）

【御議論いただきたいこと】

- 社会福祉法人等に委託する場合、委託先の要件をどこまで具体的に記載するか、支援内容のどの範囲までを可能とするか

3. 支援対象

- 支援拠点の支援対象は、要支援児童若しくは要保護児童及びその家庭又は特定妊婦等（以下「要支援児童及び要保護児童等」という。）とする。

《参考》要支援児童、要保護児童及び特定妊婦の法律上の定義

【児童福祉法第6条の3第5項及び第8項】

- ・ 要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童を除く。）
- ・ 要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童
- ・ 特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

【WGでの主な議論】

- 支援拠点は、新たな社会的養育という観点から市町村の役割を考えると、要保護に限定すべきではなく、すべての子ども・家庭を視野に入れることが必要（第2回）
- 支援対象者は、要保護、要支援レベルと絞り込んで集中的に支援を行うべき（第2回）
- 支援対象については、要保護、要支援と定義で悩む話ではなく、どういう関わりなのか、緊急度なのかというところで議論するのではないか（第2回）
- 新たな拠点は要支援家庭から要保護家庭を対象とし、その上で、一般の家庭や気になる家庭を対象とする地域子育て支援と新たな拠点はしっかり連携するとしてはどうか（第2回追加意見）

【御議論いただきたいこと】

- 支援対象を明確化することが必要と考えるが、どのように整理するか

4. 支援内容

（1）相談対応

- 要支援児童及び要保護児童等や関係機関等から養育困難な状況や児童虐待等に関する相談に応じる。

（2）実情の把握及び調査

- 要支援児童及び要保護児童等に関し、親子関係、夫婦関係、きょうだい関係、家庭の環境及び経済状況、養育者の心身の状態、児童の特性などの養育環境全般について、家庭全体の問題として捉えながら、必要な実情の把握を行うとともに、関係機関に協力を求め、家庭の生活状況や虐待の事実把握等の必要な調査を行う。

（3）支援計画の作成等

- 要支援児童及び要保護児童等に関し、実情の把握に基づいた問題点の見立てを行うとともに、当該見立てに基づいた支援計画を作成する。

また、(5)の支援及び指導等を行いながら、必要に応じて、定期的にその支援計画の見直しを行う。

(4) 情報の提供及び収集

- 要支援児童及び要保護児童等に関し、当該児童等の状況に応じて、把握した内容について要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を構成する関係機関等に必要な情報の提供を行うとともに、関係機関等から必要な情報の収集を行う。

(5) 支援及び指導等

- 支援計画に基づき、児童や保護者等に電話、面接等の適切な方法による助言指導や継続的な支援が必要な場合には、通所、訪問等の方法による継続的なソーシャルワークやカウンセリング等を行う。

また、必要に応じて、要支援児童及び要保護児童等への在宅支援サービス（養育支援訪問事業、ショートステイ事業、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業等）の提供を行う。

さらに、個々の家庭の状況に応じて最善の方法で課題解決が図られるよう、関係機関と連携し、支援内容やサービスの調整を行い、包括的な支援に結び付けていく適切な援助を行う。

(6) 関係機関との連絡調整

- 協議会の対象ケースに関しては、要支援児童及び要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議等を行う協議会を構成する関係機関等との連絡調整を密に行う。

(7) その他の必要な支援

- 措置解除後の児童等が安定した生活を継続していくためのアフターケアを行う。

《参考》改正児童福祉法第10条の2

市町村は、前条第一項各号に掲げる業務を行うに当たり、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならない。

【WGでの主な議論】

- 保護者（利用者）に対して、相談窓口の敷居を低くし、使える情報を提供することが必要（第1回）
- 支援は、子どもや親の問題などに関するアセスメントを適切にした上で、地域の社会資源をソーシャルワークしながら、的確なアセスメント、見立てから介入プランを立て、そのプランの見直しを適宜やっていくようなコミュニティー・ソーシャルワークが基本（第1回）

- 助けを必要としている親が、続けて行きたいと思うバリエーションや選択の余地を残し、親に寄り添う支援者が連携を図り、全体を眺めていくことを意識して関わり続けることが重要（第1回）
- 一時預かり事業や、ファミリー・サポート・センター事業などでも、困難な家庭を把握しているため、そこに関わる者の育成機能も必要（第2回）
- 既存の機関をコーディネートしながら、どの事業とどの事業を組み合わせる支援に結びつけたら良いのか、調整できる機関が必要（第2回）
- 今ある事業を最大限活かしながら、それを調整して包括的に支援に結びつけていくシステムの構築が必要となり、それにはコーディネーターが市内の様々な部署の事業を把握できるかが重要（第2回）
- ケースワークができるなど、相談を受けた後に動ける拠点にすることが必要（第2回）
- ケースの情報も重要だが、関係機関においてキーパーソンを考えながらマネジメントしていくことが重要（第2回）
- 相談だけでなく、在宅支援サービスのコーディネートが必要であるが、対象を要支援家庭まで広げ、養育支援訪問事業、ショートステイ事業等に加えて、一時預かりやファミサポの利用も増やしていく必要がある（第2回追加意見）
- 地域子育て支援拠点事業の担当者、利用者支援事業の担当者など、在宅養育家庭への支援、または予防的に地域資源として関わる可能性のある団体に対しての巡回指導やスーパーバイズ、ケース会議等への参加促進等（第2回追加意見）
- 児童福祉司と市区町村担当者、都道府県と市区町村のズレを埋めていかなければ、拠点機能や通所・在宅による指導措置が効果的に行うことはできないのではないか（第2回追加意見）
- 市町村の拠点として最低限求められる標準的な内容が示されるべき（第2回追加意見）

【御議論いただきたいこと】

- 児童相談所による指導措置の委託を受けて市町村が行う指導の支援内容については、書き分けて整理する必要があるか
- 「(7) その他の必要な支援」は、支援拠点でどこまで対応するか（例えば、非行相談、養育里親支援など）

5. 類型

- 支援拠点は、児童人口規模に応じて、
 - ・ 大規模型【大都市部：児童人口7.2万人（人口約45万人）程度】
 - ・ 標準型【中規模市部：児童人口2.7万人（人口約17万人）程度】
 - ・ 小規模型【小規模市・町村部：児童人口0.9万人（人口約5.6万人）程度】
 の3類型に区分する。
- また、類型ごとに、6の主な職員の配置人数等を定めることとし、例えば、小規模

型においては、児童家庭支援員を2名（1名は非常勤でも可）、虐待対応専門員を1名（非常勤でも可）の計3名を配置するなどが望ましい。

- また、地域の実情に応じた多様な運営方法等を工夫することができる。

(1) 要保護児童対策地域協議会との関係

支援拠点は、多くの関係機関の役割や責務を明確にし、関係機関相互の円滑な連携・協力を図り、具体的な支援に結び付けていく役割も担っているため、児童福祉法第25条の2第5項に基づく、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者その他の関係機関等との連絡調整を行う「要保護児童対策調整機関」を担うことが望ましい。

(2) 子育て世代包括支援センターとの関係

支援拠点は、特定妊婦等を対象とした相談支援等を行う役割も担っているため、子育て支援施策と母子保健施策との連携、調整を図り、より効果的な支援につなげるために、子育て世代包括支援センターの機能の一部を担うこともできる。

【WGでの主な議論】

- 拠点機能と要対協の調整機関、子育て世代包括支援センターとの関係性の整理をどうするのか検討が必要（第1回）
- 子育て世代包括支援センターとの関係性の整理の他、児童養護施設や児童家庭支援センターなど既存の社会的養護の支援との関係も整理が必要（第2回）
- 役所内には、母子保健や精神保健、障害児支援など複数の窓口があるため、支援拠点が関係部署との中でこういった位置づけになるのか示すことが必要（第2回）
- 顔の見える連携ということが大切であり、母子保健でやっているポピュレーションアプローチをベースに、そこからケアが必要な子ども等に対して関わりを持ち、切れ目なく子育て支援が重なってくイメージが大切（第2回）
- 類型について、要対協と保健所のシステムを分けるのであれば、橋渡しについて示すことが必要（第2回）

【御議論いただきたいこと】

- 類型に応じたモデル（配置例等）を示す必要があると考えるが、どのように整理するか
- 他の社会資源や役所内の関係部局との関係性の整理をどこまで具体的に記載するか

6. 主な職員

- 支援拠点には、原則として、(1) 児童家庭支援員、(2) 心理担当支援員、(3) 虐待対応専門員の職務を行う職員を置くものとし、必要に応じて、(4) 安全確認対応職員、(5) 事務処理対応職員を置くことができる。
- 職員のそれぞれの主な職務、資格等については、以下のとおりとする。

(1) 児童家庭支援員

① 主な職務

ア 相談対応

イ サービスの提供

ウ サービスの調整

エ 他関係機関等との連携

② 資格等

児童福祉司の任用資格を有する者、保健師、保育士等

(2) 心理担当支援員

① 主な職務

ア 児童や保護者等の心理的側面からのケア

イ 地域子育て支援拠点等の関係機関が行う支援方法のスーパーバイズ等

② 資格等

臨床心理士、大学や大学院において心理学を専攻し卒業した者等

(3) 虐待対応専門員

① 主な職務

ア 虐待相談

イ 虐待が認められる家庭等への支援

ウ 児童相談所、保健所、保健センターなど他関係機関との連携及び調整

② 資格等

児童福祉司の任用資格を有する者

【WGでの主な議論】

- 子どもや保護者に関するアセスメントを適切に行った上で、地域の社会資源をソーシャルワークしながら、的確なアセスメントや見立てから介入プランの策定などを適宜行うコミュニティー・ソーシャルワークを基本的に行うことが必要（第1回）
- 様々な社会資源をつなぐことも含め、在宅支援を中心としたケースワーク能力を高めていくことが必要（第1回）
- 在宅支援を強化していくためのリソースをどう作るか、ソーシャルワーク機能をどのように強化するかの観点が必要（第1回）
- 専門性を持つ職員の確保が難しくなっている。募集をかけても都市部には集まる傾向があり、市町村には集まらず担い手がいない（第2回）

【御議論いただきたいこと】

- 主な職務の内容をどこまで具体的に記載するか
- 資格等の要件をどこまで限定するか

7. 施設・設備

- 支援拠点には、相談室（相談の秘密が守られること）、親子の交流スペース、事務室、その他必要な設備を設けることを標準とする。

【WGでの主な議論】

- 市民が相談に訪れやすくするため、相談室を設けるなど、ハード面の整備も必要（第2回）
- 相談していることを知られたくない保護者は多く、遊びに行ったついでに相談できるという環境設定が必要（第2回追加意見）
- 相談室や会議室（情報が漏れない、ある一定の広さ）の確保が必要（第2回追加意見）

【御議論いただきたいこと】

- 既存の建物等を活用して支援拠点を設置する市区町村が多いと思われるが、必要な施設等について、どのように整理するか

8. 関係機関との連携

(1) 児童相談所との連携

- 拠点施設と児童相談所は、個々のケースの状況等により、役割分担・連携を図りつつ、必要に応じて協働して支援を行うこととし、定例的に情報交換や連絡調整の機会を設けるなど、日頃から良好なコミュニケーションを図る必要がある。
- また、措置解除後の児童等が新しい生活環境の下で安定した生活を継続していくための支援が必要となるため、拠点施設は、児童相談所と十分に連携を図り、必要に応じて、協議会を活用しながら定期的な訪問を行うなど、児童や家庭を支えていくことが求められる。

(2) 他関係機関との連携

- 支援業務を円滑かつ効率的に実施するために、保健所、保健センター、民生・児童委員（主任児童委員）、教育委員会、学校、医療機関、児童福祉施設・里親、地域子ども・子育て支援事業実施機関、警察その他地域の関係機関との連携の確保に努める。

【WGでの主な議論】

- ソーシャルワークとして市町村が機能するためには、社会資源である児童家庭支援センターや民間団体等との連携のあり方を示すことが必要（第2回）
- 支援拠点と児童相談所の役割分担のマニュアルの作成、協働のあり方について記載し、共同でアセスメントを行うことが大事（第2回）
- 市と児童相談所がどういった形で連携していくのか、施設からの対象児童をどのような形で支援に入っていくのかなど議論が必要（第2回）
- 都道府県との関係が触れられていないため、施策方針を提示する必要があるのではないか（第2回追加意見）

【御議論いただきたいこと】

- 児童相談所による指導措置の委託を受けて市町村が行う指導などの実施を踏まえて、児童相談所との連携について、どこまで具体的に記載するか
- 他関係機関との連携の整理をどこまで具体的に、個別に記載するか

9. その他

- 新たに施設を設置（整備）するのではなく、既存のサービス提供機関の機能を活用して実施することもできる。